

4つの支援策 それぞれの要点

① 子育てエコホーム支援事業を創設

概要 **新築** 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に長期優良住宅は100万円、ZEH住宅は80万円補助
リフォーム 子育て世帯、若者夫婦世帯を対象に原則上限30万円補助※
(子育て世帯、若者夫婦世帯でない場合は原則上限20万円補助)※
※工事内容に応じて上限が引き上げとなる場合があります。

対象者 令和5年11月2日以降に「対象工事」に着手し、申請した方
※対象工事:新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事

受付期間 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)

※申請は住宅事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。
※一般消費者の皆様におかれては、申請が予算の上限に達した等の事情により補助金の交付が受けられなかった場合の補助金相当分の負担について、住宅事業者との間で、契約前の商談の段階で明確化しておくようお勧めします。

詳細は

お問合せ先 子育てエコホーム支援事業事務局
受付:9時～17時 (土日祝を含む) ☎0570-055-224 (通話料がかかります。)
※IP電話等からのご利用の場合 03-6625-2874



<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp>

住宅の省エネリフォーム支援については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省の連携により、ワンストップでの利用を可能とします。
詳細は<https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp>をご参照ください。

② 住宅ローン減税で13年間の税額控除

概要 ・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間※、所得税額と住民税額の一部から税額控除
※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。
・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乗せ
・令和6年に新築住宅に入居する子育て世帯・若者夫婦世帯の控除額について、
令和4・5年入居の場合の水準を維持(最大で年間35万円)

対象者 令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方

詳細は

お問合せ先 お近くの税務署へ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html



③ 贈与税非課税枠は最大1,000万円

概要 親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、
最大1,000万円までの贈与が非課税

対象者 令和6年1月から令和8年12月末までに贈与を受けた方

詳細は

お問合せ先 お近くの税務署へ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000018.html



④ フラット35の金利を最大年1.0%引下げ

概要 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、住宅金融支援機構が提供する【フラット35】の金利を一定期間最大年1.0%引下げ
※長期優良住宅、ZEH住宅などを対象とした金利引下げメニューとの併用が可能です。

対象者 令和6年2月13日以降に資金を受け取られた方

詳細は

お問合せ先 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
☎0120-0860-35 https://www.flat35.com/topics/topics_20231110.html



詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>